

公益財団法人日本ソフトボール協会指導者規程・内規

《 参考 》 公認指導者規程並びに内規を抜すい掲載

『指導者規程第2条（指導者の種類）』

公認スポーツ指導者の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 公益財団法人日本体育協会並びに公益財団法人日本ソフトボール協会認定資格

- ①公認ソフトボール指導員
- ②公認ソフトボール上級指導員
- ③公認ソフトボールコーチ
- ④公認ソフトボール上級コーチ

(2) 公益財団法人日本ソフトボール協会認定資格

公認ソフトボール準指導員

『指導者規程第7条（指導者資格の喪失）』

公認スポーツ指導者が、次の各号のいずれかに該当する場合その資格を喪失する。

- (1) 公認ソフトボール準指導員の登録をしなかった者。
- (2) 初期登録年度を含めた4年間で、公認ソフトボール指導員への移行を行なわなかった者。
- (3) 公認スポーツ指導者の登録をしなかった者。
- (4) 公認スポーツ指導者として不相当と認められた者。

『指導者規程第8条（指導者資格取得の義務化）』

公益財団法人日本ソフトボール協会主催の公式試合（都道府県予選大会・地区予選大会を含む）に出場するチームの監督・コーチは、原則として、当規程第2条の有資格者でなければならない。ただし、監督・コーチが資格を有し

ていない場合においては、チーム内に有資格者（監督代行になり得るもの）がいなければならない。

2. 国民体育大会の監督は、公益財団法人日本体育協会「公認ソフトボール指導員」「公認ソフトボール上級指導員」「公認ソフトボールコーチ」「公認ソフトボール上級コーチ」のいずれかの資格を有すること。

『指導者規程第9条（無資格者の暫定措置）』

第8条に定める有資格者がいない場合は、暫定措置として、都道府県ソフトボール協会が実施する「指導者対象講習会」を受講し、その「受講修了証（写し）」をもって出場することができる。なお、この暫定措置の有効期限を1年間とし、継続的に指導者資格を必要とする場合は、当規程第2条に定める資格を取得することが望ましい。

『指導者規程第10条（競技会における指導者資格の確認）』

公式試合出場時における資格の確認は、大会参加申込書に、取得資格名・登録番号等を記載する欄を設け、大会プログラムに掲載する方法によって行なう。大会競技委員長は、記載された内容をもとに資格の確認を行なう。大会に指導者資格の取得者として参加する場合は、当該指導者は公益財団法人日本体育協会が発行（指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチ）する「登録証」の原本又は写し、公益財団法人日本ソフトボール協会が発行（準指導員）する「認定証」または「準指導員証」の原本又は写し、もしくは暫定措置で都道府県が発行（指導者対象講習会）する「受講修了証」の原本または写しを携帯し、大会競技委員長に提示を求められた場合には必ず提示しなければならない。

（注）条文中、日本体育協会は2019年度より日本スポーツ協会に名称変更し、指導者資格名についても、指導員は「ソフトボールコーチ1」、上級指導員は「ソフトボールコーチ2」、コーチは「ソフトボールコーチ3」、上級コーチは「ソフトボールコーチ4」と変更されています。